

【報告議案第1号】

旭川市都市計画マスタープランの

中間見直しについて



旭川市都市計画マスタープランの中間見直しについて



【旭川市都市計画マスタープラン改定の経過と背景】

- ・平成13年4月策定（目標年：平成32年度）
- ・平成24年4月改定（中間見直し）
少子高齢化や人口減少等の社会状況の変化への対応や『第7次旭川市総合計画』で示した将来都市像との整合を図るための中間見直し
- ・平成29年2月改定（目標年：平成48年度）
都市再生特別措置法が改正となり、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携に取り組むための改定
- 令和8～9年度改定予定（中間見直し、目標年：令和18年度）
改定から10年が経過し、まちを取り巻く変化が生じているほか、様々なまちの課題へ対応するための改定を予定

旭川市都市計画マスタープランの中間見直しについて



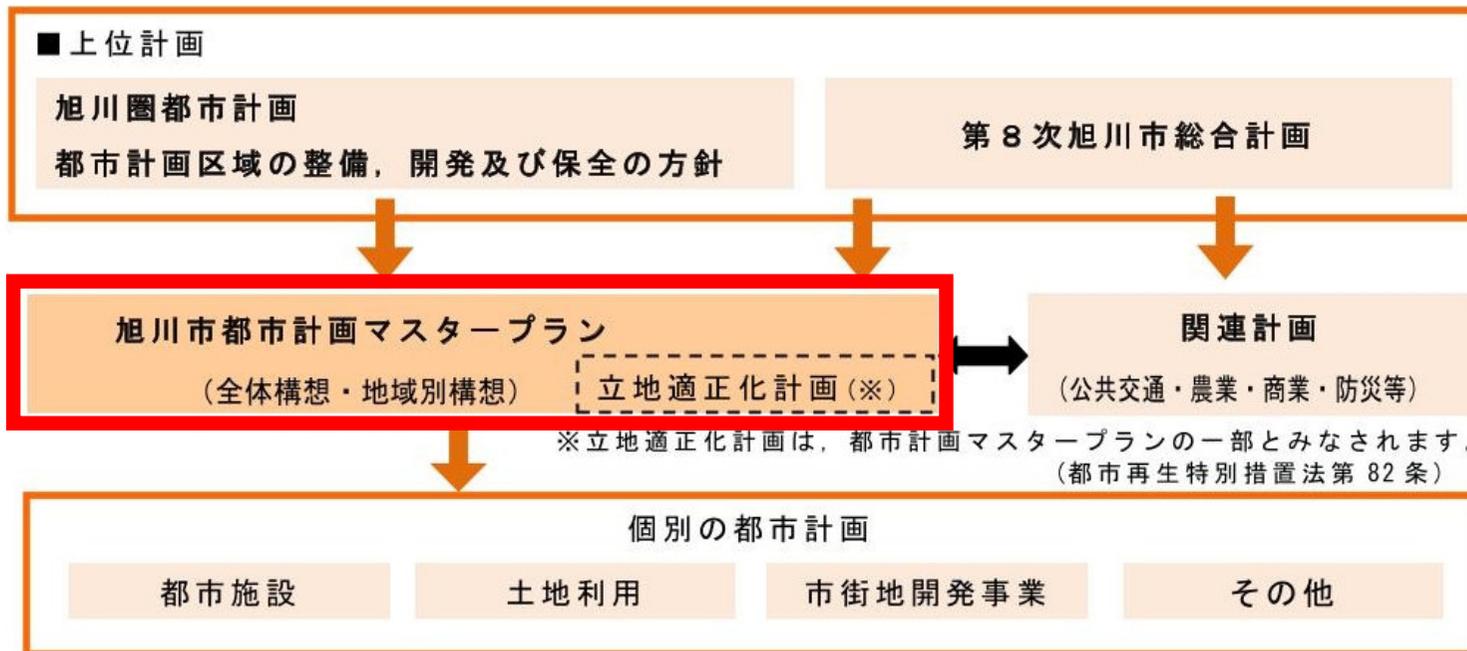
【都市計画マスタープランとは】

都市計画法第18条の2の規定に基づき、長期的・総合的視点から20年後を見据えた都市計画に関する基本方針として定めるもの。

上位計画である『総合計画』及び『整開保』に則し、公共交通・農業・商業・防災・環境・福祉などの部門別計画と連携しながら、都市整備の目標や地域別の整備方針などを総合的に示す。

旭川市全体の目指すべき都市像と整備の方針を定めた「全体構想」と、旭川市を6地域に分け、全体構想の方針と各地域の特性や課題を踏まえ、地域づくりの方針を定めた「地域別構想」により構成する。

個別の都市計画は、『都市計画マスタープラン』に則して実施する。



旭川市都市計画マスタープランの中間見直しについて



【旭川市都市計画マスタープラン改定概要】

○計画の構成

序章

改定の背景と目的、位置付け、計画区域と目標期間、旭川市の現況、都市整備の課題

第1章 全体構想

都市整備の目標・部門別の整備目標

将来都市構造

都市整備の基本方針・施策の方向

- ・土地利用
- ・都市交通整備
- ・都市環境整備
- ・都市防災

第2章 地域別構想

中央・北東・東・南・西・北地域

- ・地域の特性
- ・地域づくりの目標
- ・地域づくりの基本方針（土地利用、都市交通整備、都市環境整備、都市防災）

旭川市都市計画マスタープランの中間見直しについて



【旭川市都市計画マスタープラン改定概要】

○見直しを行う要因

序章

改定の背景と目的、位置付け、計画区域と目標期間、旭川市の現況、都市整備の課題



社会情勢の変化等による旭川市の現況の確認

- ① 都市圏（商業圏、通勤圏等）の状況 → 国勢調査（R2、R7）
- ② 土地、建物利用の状況 → 都市計画基礎調査（R7）、公共施設更新（新庁舎等）
- ③ 人口、世帯の状況 → 国勢調査（R2、R7）
- ④ その他（公共交通、災害等）の状況
→ ハザードマップ更新（H31）、空港新規路線、来街者の増加、中心市街地活性化の取組（社会実験、市街地再開発）等

4つの「改定の基本的な考え方」の視点から整理している都市整備の課題の見直し

- ① 「コンパクト化」と「ネットワーク化」の推進
- ② 経済活動の活性化につながる基盤づくり
- ③ 「造る」から「保全・活用」への転換
- ④ 安全で豊かなライフスタイル実現への取組

旭川市都市計画マスタープランの中間見直しについて



【旭川市都市計画マスタープラン改定概要】

○見直しの方針

第1章 全体構想

都市整備の基本方針・施策の方向
・土地利用 ・都市交通整備
・都市環境整備 ・都市防災

第2章 地域別構想

・地域づくりの基本方針
(土地利用・都市交通整備・都市環境
整備・都市防災)

都市計画道路の見直し

旭川市都市計画道路の見直し方針に基づき、社会情勢の変化に対応するため、概ね10年間隔で見直し（前回見直しは平成30年度）を実施。

都市施設の見直し

昨今、都市に必要な都市施設の都市計画決定（学校、処分場）を進めており、今後も都市の維持に必要な都市施設の決定をするために、都市施設の位置付けについて検討。小中学校の決定の際にご意見のあった「学校跡地の有効な土地利用」について、位置付けを行う。

都市計画公園の見直し

既存の公園ストックの再編や維持管理困難な場所の面積縮小等合理化を検討するための位置付けを行う。

旭川市都市計画マスタープランの中間見直しについて



【旭川市立地適正化計画改定の経過と背景】

- ・ 平成30年3月策定
 - ・ 令和6年5月改定（策定から5年経過したことによる見直し）
都市再生特別措置法第84条第1項において、立地適正化計画を作成した場合には、概ね5年ごとに計画に関する調査、分析及び評価を行うよう努め、必要がある場合には当該計画等を変更することとされている
 - ・ 令和7年5月改定（軽微な変更）
都市再生特別措置法第81条第9項に基づき、老朽化した都市計画施設の改修に関する事業に関する事項の追記
- 令和10年度改定予定
都市計画マスタープランの改定を踏まえて概ね5年ごとの改定を予定

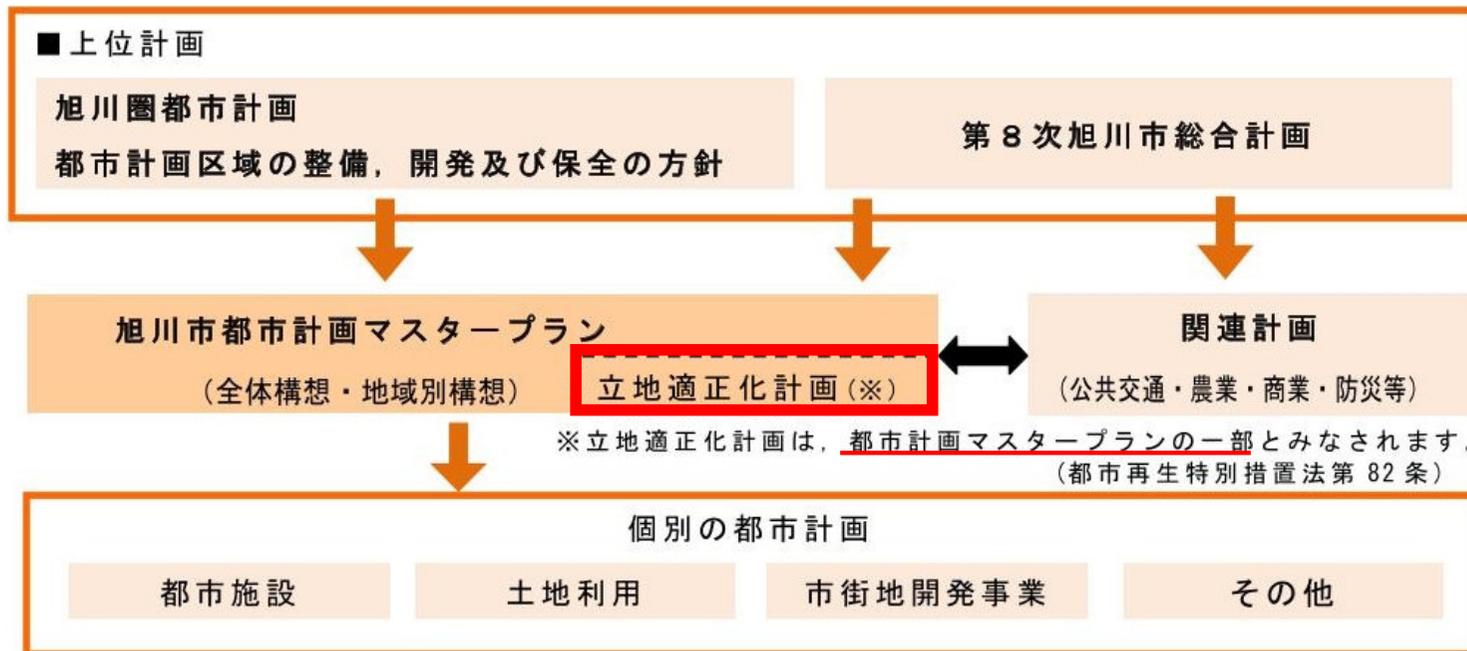
旭川市都市計画マスタープランの中間見直しについて



【立地適正化計画とは】

人口減少や少子高齢化等に対応した『持続可能で安心快適なまちづくり』を進めるため、都市機能の維持・集積と居住の誘導を図ることにより、人口規模に見合ったコンパクトな都市空間の形成を目指す。

医療・福祉・商業等といった都市機能の維持・集積を図る『都市機能誘導区域』と、集合住宅の立地等を誘導し、人口密度の高い居住地の形成を図る『居住誘導区域』を定める。



旭川市都市計画マスタープランの中間見直しについて



【旭川市立地適正化計画改定概要】

○見直しの方針

地域核拠点・都市機能誘導区域の見直し

地域核拠点に隣接し、規模の大きな低未利用地が存在する地区においては有効な土地利用が図られるよう区域の見直しを実施。

※地域核拠点とは

各地域に形成されている地域商業地周辺を中心に、地域の成り立ちや生活利便施設の集積状況、路線バスの運行状況などの地域特性を踏まえ、「地域まちづくり推進協議会」のエリアごとに原則1箇所ずつ設定された地域の核となる拠点（全13箇所）。

都市機能等の配置の方針の見直し

中心部における市街地再開発の高まりや市内の未利用地の活用促進など、市内における開発意欲の高まりを見せるなか、都市機能の拡充によって、更なる施設誘致によって生活サービス機能の向上を図る。

今年度、国土交通省が設置した「都市における業務施設・集客施設の立地のあり方に関する分析・検討ワーキンググループ」において、居住と生活サービス機能に加え、**業務施設、業務支援施設、集客施設の立地を誘導し、職場・産業との近接性を確保すること、来訪者・滞在者を呼び込み都市機能の維持・向上につなげることについて、方向性や期待される効果等**が取りまとめられた。

旭川市都市計画マスタープランの中間見直しについて

【旭川市立地適正化計画改定概要】

○地域核拠点・都市機能誘導区域の見直しの考え方

地域核拠点に隣接し、規模の大きな低未利用地の有効な土地利用を図る

①中央地域核拠点

平成26年度に閉校した北都中学校跡地が敷地の南側半分が地域核拠点、北側半分は区域外となっている。

一敷地であり、有効な土地利用が図られるよう区域を拡大する。



②神楽地域核拠点

旭川駅南北を連絡する幹線道路である永隆橋通沿道に大規模な未利用地あり。(旧結婚式場)

都市マスの中心市街地であることや旭川駅からの徒歩圏であることなど利便性の高い区域であることから土地利用の促進を図る。



旭川市都市計画マスタープランの中間見直しについて

【旭川市立地適正化計画改定概要】

○都市機能等の配置の方針の見直しの考え方

都市機能の拡充によって、更なる施設誘致によって生活サービス機能の向上を図る

都市における業務施設・集客施設の立地のあり方に関する分析・検討ワーキンググループとりまとめ資料抜粋
(令和8年1月14日プレスリリース)

2. 立地適正化計画における業務施設等の位置づけ

- ✓ 立地適正化計画に新たに記載することとする業務機能については、**右記の業務施設、業務支援施設、集客施設**を典型とし、当該業務施設等については、**都市機能誘導区域内に位置付ける**ことが望ましい。

[3] 都市機能等の配置の方針（抜粋）

種別	施設	施設の配置方針	居住誘導区域				一般居住区域
			都市機能誘導区域 【中心市街地】	地域核拠点 【一般市街地型】	地域核拠点 【郊外型】	基幹的公共交通網等 沿道・拠点等周辺	
その他	オフィス	賑わい創出が期待できる区域	◎	○			
	ホテル・旅館	賑わい創出が期待できる区域	◎	○			
	業務系複合施設（仮）	賑わい創出が期待できる区域	◎				

業務施設・業務支援施設・集客施設の例



旭川市都市計画マスタープランの中間見直しについて



【都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定スケジュール案】

○旭川市都市計画マスタープラン

令和8年度 市の現況の確認、都市整備の課題整理、全体構想

- ・ 庁内検討会議による検討
- ・ 市民アンケートによる課題の抽出、住民意向の把握
- ・ 都市計画審議会への報告、意見聴取（年3回程度）

令和9年度 地域別構想、計画改定

- ・ 庁内検討会議による検討
- ・ まちづくり推進協議会との意見交換、アンケート
- ・ 都市計画審議会への報告、意見聴取（年3回程度）
- ・ パブリックコメント

○旭川市立地適正化計画

令和10年度 計画改定

- ・ 庁内検討会議による検討
- ・ 市民アンケートによる課題の抽出、住民意向の把握
- ・ 都市計画審議会への報告、意見聴取（年3回程度）
- ・ パブリックコメント